

会員種別取扱い変更に関するお知らせ

社団法人日本超音波医学会
 理事長 千田 彰一
 会員資格審査担当理事 松崎 益徳

平成23年3月4日の理事会において「会員の種別、入退会、会費等の取扱い規則」の一部に改正がございました。会員種別は、入会時に会員資格審査担当理事によって判断され、理事会承認後決定します。規則が改正された場合も、入会時に決定された種別が尊重されて継続されます。

変更後の会員種別を以下に示しますので、会員種別の変更をご希望の方は、申請書(本会HP、<http://www.jsum.or.jp>からダウンロード可能)に必要事項をご記入の上、事務局へ郵送もしくはE-mail (office@jsum.or.jp)でご連絡ください。会員からの種別変更の申請は、会員資格審査担当理事の議を経て、理事会で承認されます。その結果は事務局から申請者に郵送で通知致しますので、必ずご確認いただきますようお願い申し上げます。

新 会員種別

旧 会員種別

正 会 員	1. 大学医学部医学科・歯学部歯学科・ 獣医学課程又は薬学部の学士号を取 得した者 2. <u>理工学系の学士号を取得した者</u> 3. <u>博士号を取得した者</u>	1. 大学医学部医学科・歯学部歯学科・ 獣医学課程又は薬学部の学士号を取 得した者 2. 大学学部において理工学系の課程を 卒業した者
準 会 員	1. <u>正会員に該当しない者で、学位号を取 得した者及びそれと同等の資格を有 する者</u> 2. 臨床検査技師・診療放射線技師・看護 師・准看護師のうち、いずれかの免許 を有する者	1. 第2条に定める課程以外の大学学部を 卒業した者及びそれと同等の資格を 有する者 2. 臨床検査技師・診療放射線技師・看護 師・准看護師のうち、いずれかの免許 を有する者
学生会員	変更なし	1. 大学学部に在学中の者 2. 大学院修士課程に在学中の者(博士課 程は除く)

注記 1. 「新 会員種別」の下線部が変更箇所です。2. 正会員には本会役員代議員の選挙権
 および被選挙権、総会での発言権がありますが、準会員および学生会員にはありません。